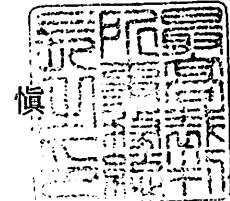


令和元年10月4日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



補充理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問番号

平成30年度（情）諒問第31号

2 理由

本件対象文書中の不開示部分は、いずれも公にすることにより適正な警備事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、原判断庁である大阪高等裁判所が不開示と判断したものである。

苦情申出人は、本件対象文書は、マスキングされていない状態で大阪弁護士会ホームページにおいて公表されているにもかかわらず、入庁検査の妨害等を企てられて庁舎内に危険物を持ち込まれるといった事態は発生していないことから、上記不開示部分は、不開示情報には当たらない旨主張する。

この点、文書開示手続においては、開示申出を受けた各裁判所が、対象となる文書の内容を個別具体的に検討し、各裁判所が独自に開示・不開示の判断を行うものであるところ、対象文書が特定団体のホームページ上で公表されているとしても、それは当該特定団体が自らの判断で公表しているに過ぎず、開示申出を受けた裁判所の判断を拘束するものではない。

なお、対象文書中の不開示部分は、警備に関する具体的な運用が記載されてお

り、この情報を公にすることは、警備レベルの低下を招くことになるから、この情報の流通を拡大させることは、原判断庁にとって、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれにつながる。また、現在まで庁舎内の安全が脅かされる事態が発生していないからといって、今後も発生するおそれがないとはいえない。

よって、原判断は相当であると考える。